

顧客リスク評価の監査

顧客リスク評価の監査において、そこで考慮されている顧客属性、商品サービス、取引形態、国・地域等の個別項目が当行のリスクを網羅的にとらえているか、適切に反映されているかを判断するために、どのような検証が求められるか



内部監査部門（第3線）は、第2線が行っているリスクの特定、評価、低減のプロセスが妥当なものであるかを検証することが求められる。具体的には、顧客リスク評価に使用されているリスク項目がリスク評価書で認識されているリスク項目と対応しているか（網羅性）、顧客属性、商品サービス、取引形態、国・地域等の各カテゴリ内での各項目のスコアが、リスク評価書のリスクレベルと平仄があっているか（適切性）を検証する必要がある。

顧客リスク評価においては、自金融機関のリスク認識が網羅的かつ適切に反映されていなければならない。

網羅性の検証では、顧客リスク評価に使用されているリスク項目がリスク評価書で認識されているリスク項目と対応しているかを検証することが必要となる。片方にしかないリスク項目がある場合には、リスク評価書または顧客リスク評価の項目として追加することが求められる。もっとも、システムにて顧客リスク評価を実施している場合には、すべてのリスク項目をシステムに取り込むことができない場合もありうる。その場合には、代替できるデータがあるかについて検証する必要がある。

適切性の検証としては、スコアリングによる顧客リスク評価を実施している場合、顧客属性、商品サービス、取引形態、国・地域等のカテゴリ内では

の各項目のスコアが、リスク評価書に記載されたリスクレベルと平仄があるかについての検証することが望まれる。たとえば、リスク評価書でHとなっている項目とMとなっている項目のスコアが顧客リスク評価において逆転していないか等を検証する。もっとも、顧客属性と商品・サービス等、カテゴリーが異なる項目については、単純な比較ができない。また、カテゴリーごとの重要度に応じてスコアに重みを掛けていることも多いため、その重みの掛け方が妥当な範囲であるかを検証することが求められる。

(DTFA)